

1. 只見町宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金の概要

只見町は、町内の宿泊・飲食業の持続的な経営と、只見町への交流人口拡大を図るため、町内で事業を営む民宿、旅館、飲食業者や新たに宿泊または飲食事業を始めようとする者が施設整備を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金の交付を行います。

2. 補助金対象者

- (1) 町内で事業を営む民宿、旅館、飲食業者
 (※旅館業法第2条に規定されたホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業(農泊除く。))
 (※食品衛生法に基づく飲食店営業及び喫茶店営業)
- (2) 町内で新たに宿泊または飲食事業を始めようとするもの (※第2創業を含む。)

3. 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業は、宿泊・飲食施設を整備する事業で、次に掲げる要件を満たすものとなります。

	必須整備	推奨整備
宿泊業	① 収容者増又は客室増にかかる造作等	② 情報通信環境整備 (Wi-Fi 環境整備)
飲食業	① 衛生環境(洋式トイレウォッシュレット等)整備又は利用者増にかかる造作等	③ ユニバーサルデザイン (誰でも使用しやすい環境) ④ エコ環境 (省エネ等) ⑤ 衛生環境(宿泊業の場合)

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、設計費、建築・設備工事費、修繕費、リース・レンタル料等必要と認める経費とします。

ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除きます。

- (1) 消耗品
- (2) 備品(ただし、創業及び上記①～⑤にかかるものは除く。)の購入又は補修に要する経費
- (3) 既存施設・設備の現状維持にかかる補修及び更新(ただし、対象事業と一体的に取り組むものは除く。)
- (4) 当該施設を住居と併用する場合の住居部分に係る経費

5. 補助金額

補助金の額は、対象事業費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)で500万円を限度(※下限10万円)とし、1施設1回限りです。ただし、「Wi-Fi環境整備」、「多言語案内表記」、「トイレ環境整備」は、10分の8に相当する額とします。

(※当該経費が町又は国、県その他の機関の制度による補助金の交付を受けている又は受ける予定の場合は、この補助金の対象となりません。)

6. 申請手続の概要

(1) 募集期間

平成 29 年 4 月 3 日 (月) ~ 平成 29 年 5 月 12 日 (金) (締切日 17 時まで必着)

(2) 申請に必要な書類 (只見町商工会に提出する書類です。)

- ・ 事業計画書 (様式第 1 号) (町HP・観光商工課・商工会で配布しております。)
- ・ 収支予算書 (様式第 2 号)
- ・ 工事見積書の写し
- ・ 施工予定箇所の写真
- ・ 施工予定箇所の図面等

7. 補助金申請の流れ

	実施時期	対象者
① 事前相談及び事業計画書の提出	平成 29 年 4 月 3 日 (月) ~ 5 月 12 日 (金)	補助交付対象者 → 只見町商工会
② 補助金申請の提出	平成 29 年 5 月上旬 ~ 5 月中旬	只見町商工会 → 只見町
③ 審査会	平成 29 年 5 月下旬	
④ 補助金交付決定	平成 29 年 6 月上旬	只見町 → 只見町商工会
⑤ 工事の実施	平成 29 年 6 月上旬 ~ 12 月 31 日	補助交付対象者
⑥ 完了報告書の提出	事業完了後速やかに	補助交付対象者 → 只見町商工会
⑦ 実績報告書の提出	事業完了後速やかに	只見町商工会 → 只見町
⑧ 補助金の交付	事業完了後	只見町 → 只見町商工会 → 補助交付対象者

8. その他

- (1) 事業実施後 5 年間の事業継続が必要です。
- (2) 事業実施後 5 年間は入込客の実績報告が必要となります。
- (3) 税金その他公共料金未納者及び風俗営業者は対象になりません。
- (4) 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施した経費は対象になりません。

9. 問合せ先

只見町商工会

TEL : 8 2 - 2 3 8 0 FAX : 8 2 - 2 1 8 5

只見町役場 観光商工課 商工係

TEL : 8 2 - 5 2 4 0 FAX : 8 2 - 5 2 3 5